

新型コロナウイルスの影響に伴う法人税の申告・納付期限の延長についての要望

私たちは、NPO 法人をはじめとする非営利法人の会計と税務を支援する税理士・会計士約 500 名から構成される認定 NPO 法人 NPO 会計税務専門家ネットワークといます。

新型コロナウイルスの感染に伴い、法人税の申告・納付期限の延長について、意見を述べたいと思います。

新型コロナウイルスの感染に伴い、集会等の開催自粛の要請があり、株式会社や社団法人、NPO 法人などは、総会の開催の判断に頭を悩ませています。

法務局からは、株式会社の株主総会について、新型コロナウイルス感染症に関連し、定款で定めた時期に定時株主総会を開催することができない状況が生じた場合には、その状況が解消された後合理的な期間内に定時株主総会を開催すれば足りるものとする旨の通知がでています。

http://www.moj.go.jp/MINJI/minji07_00021.html

また、個人の確定申告については、国税庁から、申告所得税、贈与税及び個人事業者の消費税の申告・納付期限が令和 2 年 4 月 16 日（木）まで延長された旨の通知が出ています。

しかし、法人税の申告・納付期限についての通知は出ていません。

法人税の申告・納付は、株主総会や社員総会で決議された決算書を基にして申告をしますが、その決算を確定する株主総会や社員総会の開催ができないと、法人税の申告ができません。

法務局が、総会の開催の延期を認めても、法人税の申告・納付期限の延長が認められるかわからないと、総会を延期したことによる税務上のリスクの判断がつかず、総会を延期することが難しいことも考えられます。

新型コロナウイルスの感染拡大の防止のためにも、総会の開催を延期できるよう、3 月末申告の法人（1 月決算法人及び 12 月決算法人で申告期限の延長をしている法人）の申告・納付期限を、個人の確定申告と同様に、1 月間延長することを明確にすべきと考えます。